

令和3年度第1回滝沢市産業振興会議 会議録

1 会議の名称

令和3年度第1回滝沢市産業振興会議

2 開催日時

令和3年9月2日（木）14時00分～15時20分

3 開催場所

滝沢市役所3階 庁議室

4 出席状況

(1) 会議を構成する委員

会長	市島 宗典	岩手県立大学総合政策学部 准教授	
副会長	下田 富幸	滝沢市自治会連合会 会長	
委員	阿部 正喜	滝沢市商工会 会長	
委員	中島 恒夫	滝沢市観光協会 会長	
委員	武田 裕子	新岩手農業協同組合 滝沢支所 支所長	(欠席)
委員	小野寺 宣元	東北銀行 滝沢支店 支店長	

(2) 事務局

滝沢市長	主濱 了	(途中退席)
経済産業部長	長内 司善	
企業振興課長	佐々木 敬志	
企業振興課 総括主査	宮田 聖子	
企業振興課 主査	佐々木 佑	

5 傍聴人の有無

なし

6 会議記録

(1) 開会

(2) 委嘱状交付

(3) 挨拶

【挨拶】市長

今年の4月に滝沢市産業振興条例が施行されました。この条例は、次期総合計画と連動しながら本市における産業の振興の基礎となっていくものとなりますが、各機関と連携して一体的かつ相乗的に産業の振興を推進していくことが定められております。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中ではありますが、ワクチン接種も着実に進んでおり、今後は停滞した経済を活性化することが重要になってくるものと考えております。そのためにも、本条例に基づき、産業の振興を推進することの意義は非常に高いものと認識しております。

滝沢市産業振興会議は、条例に基づいて産業の振興施策に関する意見の聴取及び検証を行うために、地域を代表する皆様にご出席いただきまして、開催するものであります。本日が初めての開催となりますが、出席いただいております皆様から、それぞれの知見に基づいたご意見等を頂戴しながら、今後の産業の振興につなげていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

条例の前文に規定されておりますように、本市の特徴としては盛岡広域の中心に位置しており、岩手山麓に広がる恵まれた自然と大学などの高等教育機関及び国や県の研究施設が集積する研究学園都市として成長を遂げた点が挙げられます。この特徴を活かして、各種産業の振興に向けて取り組んでいく必要があります。そのためにはご出席の皆様をはじめ、各団体のご協力が不可欠でありますし、制定された条例に基づきながら、より一層の相互連携、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本日ご出席の皆様おひとりおひとりのご健康と更なるご活躍をお祈り申し上げます。

(4) 会長及び副会長の互選

【司会】事務局

滝沢市産業振興条例第15条において「会議に会長、副会長、各1人を置き、委員のうちから互選する」と規定されておりますので、議題に入る前に会長および副会長の互選をしたいと思います。なお、条例第16条では「会議は会長が招集し、その議長となる」と規定されておりますが、本日は初めての会議となりますので、会長が互選されるまでは私が進行させていただきます。それでは会長及び副会長の互選を行います。選任につきまして、委員の皆様から何かご意見ございますか。

【発言】委員

事務局案があれば示して頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

【司会】事務局

ありがとうございます。では、事務局から案を提示させていただきます。

【提案】事務局員

事務局案を示させていただきます。事務局としては、市の産業振興において中立の立場であり、学識経験を有する市島委員に会長をお願いし、事業者を支援し、ともに地域づくりを進めていく立場となります。市民の代表である下田委員に副会長をお願いしたいと考えております。ご提案は以上となります。

【司会】事務局

只今の提案につきまして、ご意見等ございませんか。

【発言】委員

異議なし。

【司会】事務局

それでは会長、副会長に一言ご挨拶をいただければと思います。

【挨拶】会長

只今、会長に指名されました市島です。私はまだ滝沢に来て浅いということもありますし、若輩者でありますので、委員の皆様のご指導を賜りながら進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【挨拶】副会長

副会長にご指名いただきましたが、会長を補佐しながら進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【司会】事務局

では、これ以降の進行につきましては会長にお願いできればと思います。

会長よろしくお願いいたします。

なお、他の業務のため、市長はここで退席させていただきます。

※市長退席

(5) 議題

ア 滝沢市産業振興会議運営要領（案）について

【進行】会長

では、私のほうから進行させていただきたいと思います。不慣れな点もあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして、進めたいと思います。まず、次第の5の（1）滝沢市産業振興会議運営要領（案）について、事務局より説明願います。

【説明】事務局員

説明させていただきます。滝沢市産業振興条例第17条におきまして、「会議の運営に関し、必要な事項は会長が会議に諮って定める」としてあります。そこで、この会議を円滑に運営するために必要な事項を記したものとして、滝沢市産業振興会議運営要領（案）を作成しました。

資料1をご覧ください。

第1「趣旨」として、「この要領は滝沢市産業振興条例第17条に規定する滝沢市産業振興会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする」としてあります。

次に、第2「召集」として、「会議の招集は開催日の2週間前までに行うものとする。ただし、急を要するときは、この限りではない」としてあります。

次に、第3「参集」として、「委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない」、第3の2「委嘱された委員が会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができるものとする」としてあります。

次に、第4「会議の公開」ですが、「会議は原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる」とし、「（1）滝沢市行政情報公開条例第9条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、審査、審議等を行う場合」、「（2）公開することにより審議会の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合」としてあります。第4の2では、「公開または非公開の決定は委員からの意見を聞き、会長が決定するものとする」としてあります。

次に、第5「公開の方法等」として、「会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う」、第5の2「会議を傍聴しようとする者は所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない」としてあります。それから、第5の3「会長は必要と認めるときは、傍聴券を発行することができる」としてあります。第5の4では、「前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない」としてあります。

次に、第6「傍聴人の心得」ですが、「傍聴人は、次の事項を守らなければならない」としてあり、「(1) 指定された出入口から出入りしなければならない」、「(2) 傍聴席においては、常に静粛にし、会話、発言、拍手等をしてはならない」、「(3) 指定された席をみだりに離れてはならない」、「(4) 帽子、外とう、襟巻の着用および傘等を携帯してはならない」、「(5) 傍聴席以外の部屋に立ち入ってはならない」、「(6) いかなる理由があっても会議の議席に入ってはならない」、「(7) 会議を妨害するような行為をしてはならない」、「(8) その他会議の秩序をみだす行為をしてはならない」としてあります。次に、第7「傍聴の禁止」についてですが、「次に掲げる者は傍聴することができない」としてあり、「(1) 兇器その他、危険なものを所持している者」、「(2) 人に危害を加えるおそれがあると認められる者」、「(3) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者」、「(4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者」としてあります。

次に第8「退場命令」ですが、「会長は、指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる」、第8の2「傍聴人は、退場を命ぜられたときは速やかに退場しなければならない」としてあります。

次に、第9「会議録」ですが、「会議終了後は、会議の経過概要及びその結果を記載した会議録を作成するものとする」としてあります。

次に、第10「会議録の縦覧」として「会議録は会議の事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない」としてあります。

次に、第11「庶務」ですが、「会議の庶務は、市産業振興担当課において処理する」としてあります。

最後に、附則において、「この要領は、令和3年9月2日から施行する」としてあります。

なお、運営要領（案）第4の第1項第1号に関しまして、資料1の最後に、参考資料として、滝沢市行政情報公開条例を抜粋したものを入れています。この条例の第9条において、「法令又は他の条例の規定により公開をすることができない情報」、「個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの、法人その他団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で利益を侵害するおそれのあるもの」、「個人または法人等から公開しないことを条件として任意に市の機関に提供された情報で協力関係や信頼関係を損なうと認められるもの」等が公開しないことができる場合として規定されてあります。

運営要領（案）についての説明は以上となります。

【進行】 会長

只今の事務局からの説明について、質疑等ある方はいらっしゃいますか。

【意見】 副会長

要領（案）の第4の2「公開または非公開の決定は、委員からの意見を聴き」となっていますが、「委員からの意見を聴き」は、いらぬ感じがします。委員の意見を聞いてから公開するか公開しないかではなく、最初から、この案件は公開する、公開しないということで会長が決定する形で良いのではないかと思います。

【回答】 事務局員

他の附属機関の会議を参考にしたいと考え、他の附属機関の運用について過日確認したところ、出席した委員に対して、議事ごとに公開、非公開の確認をしているようでした。議事によっては、個人情報があるものもございますので、そういった場合は非公開としてよろしいですかと委員にお伺いした上で、公開、非公開を決定しているようでしたので、このような書き方にしております。

【意見】 副会長

文言とすれば正しいと思いますが、公開の有無を会議の場になってから決めるのではなく、会長が開催案内の文書を出すときに決定をしていいのではないかと思います。

文言としては残しておいてもいいと思いますが、公開、非公開の判断は会長が決定ということで良いと思います。

【意見】 委員

同じ会議の中でも、公開して良い部分と、この部分に関しては非公開が望ましいという議事があって、そのシチュエーションも色々あると思うので、難しいところだと思います。

【意見】 副会長

私が出席している別の会議では、傍聴人が会議前から入っていることもあり、議事ごとに確認して、この議事は非公開だからということで途中退出させた例はないように思います。取り扱いとしては、このまま残していても良いとは思いますが、各委員から意見を聴くということではなく、会長が公開か公開しないかというところを決めて良いのではと思います。

【回答】 事務局

議題ごとに公開、非公開を確認しながら、必要に応じて、傍聴人がいるときには、「すみません、この議題については非公開なので、一時的に退出いただけますか」ということも考えられるかと思っていましたが、どのようにしましょうか。

ただ、会議の会場に入った段階で資料が傍聴人席のところに置いてありますので、議題によって公開する、公開しないを決めるとなれば、非公開の部分にも目を通してしまうということも出てくるおそれはあります。

【回答】 経済産業部長

例えば、最初に非公開部分を最初に審議して、その後に傍聴人を入れて公開するか会議の進め方も含めて事務局のほうで考えながら会議を開催できればと思います。

ただ、やはり民主主義で皆様の意見をお伺いするのが基本になるかと思いますので、要領には残したうえで、進め方の面で検討させていただければと思います。

【進行】会長

他に質疑等ございますか。

【意見】委員

質疑なし。

【意見】会長

私から1点よろしいですか。第4の1(2)「公開することにより」の後ですが、ここは「審議会」ではなく、「会議」ではないでしょうか。

【回答】事務局員

失礼しました。こちらは「会議」となりますので、修正させていただきます。

【進行】会長

では、今後は、この運営要領に基づいて進めて参りたいと思います。

先ほど、議事の公開、非公開についてご意見がございましたが、本日は、この運営要領に基づいて、委員の皆様にご意見を諮りながら進めて参りたいと思います。

それでは、引き続きまして、5の(2)「滝沢市産業振興条例について」です。

滝沢市行政情報公開条例第9条に掲げる情報に該当するものはないと考えられますので、公開という扱いとして傍聴を希望される方がいる際には受け入れを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【意見】委員

異議なし。

【進行】会長

では、この議事については公開するものとします。内容について事務局より説明をお願いします。

【説明】事務局員

次第5(2)滝沢市産業振興条例について、説明させていただきます。

資料2は滝沢市産業振興条例の条文となります。こちらは、後ほどご覧頂ければと思うのですが、この場では資料3を用いて説明をさせていただきます。

資料を開くと、見開きページは広報たきざわ4月号に掲載されたものですので、ご覧になられたという方もいらっしゃるかと思います。改めての説明となり、恐縮でございますが、資料の左下の部分に記載されておりますとおり、この条例は、地域を構成する方それぞれの役割を明確にし、一体的かつ相乗的に産業振興に取り組むことで、市民生活の向上を目指すためのルールとして制定したものとします。

次に、資料の右上です。こちらが条例で規定するそれぞれの役割となります。

市の役割は、産業振興政策の推進や市内経済の循環促進。

商工会や観光協会、農協などの産業経済団体の役割は、事業者の経営の向上と改善や事業者の団体への加入促進。

金融機関の役割は、円滑な資金供給などを通じて、事業者の発展や成長支援。

教育機関などの役割は、次世代を担う人材の育成や、研究による地域課題の解決、地域を構成する方々との交流と連携。

市民の役割は、地域の事業者の重要性の理解や地域の事業者の積極的利用。

この役割に基づいて事業者を応援し、産業振興を図っていきましようというものになります。それぞれが意見交換を行うことで、外部の意見を取り入れた新たな展開・連携につながることも期待できると考えております。

次に、役割が記載された部分の下のところでは、広報掲載にあたって下田副会長と阿部委員にインタビューしたものを掲載しております。その右側では、条例制定後の取り組みについて大まかに記載をしております。

最後に、資料の裏表紙では、条例の構成と仕組みを掲載しております。この条例は全17条構成となっております。第1条は条例の目的、第2条は用語の定義、第3条は条例の考え方、第4条から第9条は先ほどご説明した各立場の役割、第10条と第11条では産業振興に向けて行っていくことなどを規定しております。産業振興に向けて行っていくこととして第4条から第9条までに規定する役割に基づいた行動も含まれることから、このような赤い枠になっております。第12条では市の財政上の措置について、第13条から第17条においては産業振興会議について規定している形となります。

条例に基づく展開につきましては、次の議事で説明をさせていただきますが、ここでは条例の概要について説明させていただきました。この条例をもとに課題と理想を明確にして、地域を構成する皆さんが自分ごととして、産業振興について考えていく仕組みを構築できればと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

【進行】会長

只今の事務局からの説明に対して質疑等のある方はいらっしゃいますか。

【意見】委員

質疑なし。

【進行】会長

質疑等ないようですので、次に次第5（3）に移りたいと思います。

滝沢市産業振興条例に基づく展開についてですが、この議事につきましても滝沢市行政情報公開条例第9条に規定する情報に該当するものがないと考えられますので、公開という扱いでよろしいでしょうか。

【意見】委員

異議なし。

【進行】会長

では、この議事についても公開といたします。事務局より説明をお願いします。

【説明】事務局員

ご説明させていただきます。本日は、大枠を説明できればと思っております。

3点に分けて説明させていただきます。まず、1点目は「条例に直接ひもづく展開について」、2点目は「産業振興施策の展開の仕組みと産業振興会議の位置づけ等について」、3点目は「現在の産業振興施策について」ということで説明いたします。

まず1点目です。資料4をご覧ください。この資料に記載された内容で、産業振興条例にひもづいた展開をして行くことを考えております。令和5年度からの次期総合計画において産業振興条例とリンクさせて産業振興を図っていけるよう、そのレール

に乗せるためのスケジュールを記載したものが、この資料となります。関係者と取組内容ごとに記載した表となっておりますが、令和3年度及び4年度は次期総合計画の策定に向けた準備期間として、制定された産業振興条例の周知や分野ごとの個別計画の検討を行っていきたいと考えております。なお、「条例の周知」の中に記載のあるパンフレット作成につきましては、先ほどの説明に用いた資料3の内容をベースに、今年度中に作成したいと考えております。次に、市民や事業者と連携した取り組みとしては、市民が地域内事業者を理解し、その利用につなげるための取り組みや、市内事業者の意見を聴く機会を設けたいと考えております。ただ、コロナの収束が見えない中で、その手法について少々悩んでいるところですので、今後検討して参りたいと思います。これらを踏まえながら、次期総合計画に記載する内容を検討の上、令和5年度以降の施策展開をしていきたいと考えております。

次に2点目、「産業振興施策の展開の仕組みと産業振興会議の位置づけ等について」となります。まず、条例の中で市の役割として定められております施策の策定と展開についてとなります。資料5をご覧ください。先ほどご説明したとおり、総合計画に記載する内容と産業振興条例は令和5年度以降からリンクする形となりますが、総合計画と条例に基づいた施策を検討の上、この産業振興会議において意見を聴取し、施策を実施していくという展開を考えております。それを図にしたのが資料5の表面となります。資料左下に記載をしておりますが、条例第13条において産業振興会議の目的を定めております。この規定に基づき、令和3年度及び4年度の産業振興会議については、現在の施策の進捗状況と、次期総合計画に記載する内容についての意見交換及び検討が出来ればと考えております。資料の裏面をご覧ください。今後の産業振興会議の展開について記載しております。概要及び時期につきましては記載のとおりとなりますが、今年度については、11月頃と年度末に開催したいと考えております。11月は産業振興施策の進捗状況と次年度の予算での取組についての意見交換、年度末は次年度予算が固まった段階での次年度の取組の報告と今年度の産業振興施策の進捗並びに次期総合計画に記載する内容について意見交換を行うことで考えております。令和4年度と令和5年度の産業振興会議の展開は記載のとおりです。令和5年度以降は総合計画における計画期間に沿いまして、資料右側に記載のとおり展開を「考える」、「準備する」、「展開する」という流れを繰り返していくことで考えております。

最後に、3点目、「現在の産業振興施策について」です。資料6をご覧ください。こちらは令和4年度までの総合計画内の部門別計画の経済産業部門を印刷したものととなります。経済産業部門の政策につきましては「地域の産業が、より活性化し、次代を見据えた挑戦を続けるまち」となっております。また、基本施策及び施策については資料に記載のとおりとなりまして、観光、企業振興、農林業それぞれの分野ごとに分けたものとなっております。これらに基づいて個別の事業に取り組んでいるところであります。資料の中には、政策や施策に関連する指標、総合計画の計画期間となる4年間の施策展開に係る年度ごとのスケジュールなどについても記載されております。この部門別計画は、市ホームページに掲載されているものですので、他の部門別計画などもご覧いただければと思います。産業振興部門の施策の進捗状況についての意見交

換及び 検証等につきましては、次回の会議から行っていければと思っておりますので、次回の産業振興会議までに資料にお目通しいただければ幸いです。なお、本日は事務局として企業振興課のみが出席しておりますが、この条例は商工業だけではなく、農業や観光業など幅広い産業に関わるものであります。施策の進捗状況についての説明等もございますことから、次回以降の会議には観光物産課や農林課も会議に出席させていただければと考えております。次回は来年度予算要求に際して意見交換を行う場にしたいとも考えておりますので、各課における来年度の予算要求にあたって、外部の意見を取り入れる機会にできればと思っております。

産業振興条例の展開にかかる説明につきましては、以上となります。

【進行】会長

只今の事務局からの説明に対して質疑等のある方はいらっしゃいますか。

【意見】委員

令和5年度からということですが、できる施策からやっていくというやり方もあるのでしょうか。

【回答】経済産業部長

総合計画の下に各実行計画があり、その中で事業を展開しておりますが、毎年度の予算編成によって、重点的に取り組むものとか、今までどおりとか、あるいは事業をスクラップアンドビルドして違うものに取り組んでいこうという形で進めておりますので、ご意見を頂戴しながら、令和4年の予算から取り組んでいくというのは、ありえる話だと思います。

【意見】委員

準備から展開するまで時間がかかる感じがするので、スピード感を持って、できる事業に予算を使うなど、できる範囲は進めていくことで、行政の実績にもなるのかなと思います。

【回答】経済産業部長

貴重な意見ありがとうございます。今後、令和4年度の予算編成に入って参りますので、皆様のご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

【意見】委員

4年なり5年なり、そういったスキームだろうけれども、そこにこだわりすぎないほうがよいのでは。経済状況によって変わるわけですから、総合計画がこうだからというのではなく臨機応変にできれば。ただ、決まりはあると思うので、その範囲内で出来るだけの確に適宜やってもらえれば。

【回答】経済産業部長

ありがとうございます。このコロナ禍で、事業者の皆様も色々な被害を受けているかと思っておりますので、皆様のご意見をお伺いしながら対策を組むといったやり方も随時しておりましたので、その時代時代、その時々合った対策を組んでいきたいと思っております。

【意見】委員

経済産業部の人たちにはよくやってもらっていると思っておりますよ。

【回答】事務局

総合計画に載っていないからやらないという考え方は良くないと思っております。

今、部長からも話がありましたが、このコロナ禍の中で総合計画のとおりによっていく状況でないことは理解しており、やれることはやっていこうという形にしておりましたので、必要なものは必要な時期に実施することで進めたいと思います。

【意見】副会長

この会議が、これからどういうものをしていくかは説明で理解したところです。次回の会議で施策の進捗状況について意見交換するということですが、昨年度の条例検討懇談会の際にもらった資料（経済産業データ集）が令和2年9月版なので、次回11月の会議の際に検討するとなった時に、更新されたデータがあると良いと思う。この部分の割合がこう、という口頭での説明より、データが書かれた資料に基づいて説明してもらえると良いと思う。あまり時間はないけれど、全部を更新するのではなく、事務局が説明する中身の部分だけでも良いので、令和3年9月版といった形で資料を出してほしいと思います。それによって、意見が出しやすくなるのかなど。よろしくをお願いします。

【回答】事務局員

経済産業データ集は、毎年度、更新をしていきたいと考えております。今年度は、学生アルバイトが1名来ておまして、最新のデータ入力を現在進めてもらっているところです。次回の会議までに全体を更新できるかは不明ですが、今、委員から話がありましたとおり、必要な部分をまず優先して、可能なところまで更新をした状態で今年度版ということで作成できればと思っております。

【意見】委員

検証する中身というのは、総合計画の経済産業部門計画の中の基準値とか目標値についての進捗度合いの確認ということでしょうか。

【回答】事務局

その通りです。ここの目標値に定めている指標については、毎年度必ず評価をしておりますので、最新の情報もお伝えできますし、今までこういう推移で変わってきているということもお話できると思っております。

【意見】委員

そうすると、リアルタイムにその時々の数値の把握ができ、それが会議に示されるということですね。その進捗についての検証と、現在の滝沢市内の産業振興に関する意見交換、次期総合計画の策定に向けた準備を会議の中で行うということですね。

【回答】事務局

その通りです。

【進行】会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【意見】委員

質疑なし。

【進行】会長

次回までに事務局側の宿題が出たと思いますが、よろしくをお願いします。

では、次第5（4）に移ります。「その他」となりますが、委員の皆様から、何かご発言されたいことがあれば、よろしく願いいたします。

【意見】委員

私は機械器具設置工事業の仕事をしているのですが、秋田県潟上市で、市の仕事を最近いただきました。仕事はメーカーで取っているのですが、作業の中で建て屋関連の仕事が多々あります。その際に、市のほうから、地元の業者を使うのが条件ということで話がありました。市では、地元業者を育てているのだなという印象を持ちました。滝沢市でもそのようにしてくれというわけではありませんが、行政がそのように心がけているのはすごく良いことだと感じました。今までは、色々な内装業者も滝沢から行っていました。地元業者がいるのであれば地元の事業者を使ってほしいという考えは良いと思います。こちらから行けば移動費や宿泊費もかかりますが、地元業者なら工事金額が高くて、そういう費用は不要になりますし。そういう事例が先日ありまして、行政として、地元企業を守っているという印象を受け、そういう地元愛に感心したところでした。

【回答】経済産業部長

経済産業部としても、商工会の皆様からのご意見をお伺いし、契約担当課と会員の皆様と意見交換を開催させていただいておりますし、地元の事業者を使ってくださいといった話とか、市内にはこういった弁当屋などがあるので使って下さいということで、アピールするなど、色々取り組んでいるところです。さらに働きかけていくことにより市内事業者が、より市の工事に関われるように担当課と話をして参りたいと思います。

【意見】委員

地元企業を育てようとか、地元企業の仕事につなげようというのは、外から見ても、印象がいいですね。

【意見】委員

絶対に市内の業者を使わなければならないというものではなく、青山町なども近いので盛岡で買い物したりすることも多いですが、できるだけ地元で、といった意識を皆が持ち、業者側も使ってもらうのが当たり前ではなく、感謝をしながら、一緒にやっていきましょうという意識を醸成していくのが、この条例だと思っています。

先ほど、秋田県の良い例のお話がありました。私は、たまに宮城に行くのですが、何かやるときは地元を使って下さいという話が出ます。おそらく市の皆さんも何かと色々言ってくれているとは思いますが、それが見て分かるものになれば市内事業者も喜ぶのではないかと思います。

【意見】委員

そのようになれば、市役所への信頼も徐々に上がるのではないかと思います。

【意見】委員

元請けはどうであれ、二次、三次で地元を使う。そのほうが安くなるので。でも、それだと、外にお金は流れているということ。挨拶で市長もおっしゃっていたとおり、地域の金はできるだけ地域でまわすのが大事。あとは、市民に対する行政サービスが悪くならない範囲で対応すると良いのでは。20年くらい前から市場調査が行われて

いるのですけれども、買い物は滝沢市内が3割です、大体。このコロナの中で盛岡に行けないから、地元にもっとよりは落ちているのかなと思う。

【意見】副会長

経済産業データ集では、市内の購買は3割、飲食は6%という結果となっていた。市民からすると、小売店などの店舗が地域のどこにあるのか、何があるのか、知らないものも多くあると思う。だから、地域別の小売店なり、すぐ地元で買えるような店の分布図みたいなものが必要だと思う。あなたの住む地域にはこういう店もあるよということを教えてあげれば、これまで盛岡に行っていたのが地域で買うようになる可能性がある。コロナでなかなか難しいかもしれないけれども、そういった取り組みについて時期をみながら検討する機会はないかなと思います。地域内で買いましょ、市内で買いましょって言っても単なる言葉だけになってしまう。ここにこういう店があるから行って買いましょだと全然違ってくると思う。周知の仕方、広報の仕方が大事。

【意見】委員

市内の商店もやっぱり少なくなってきましたものね、高齢化で。

経済産業部では、市内の企業まわりをしているようだけど、商工会も協力をします。一緒にまわって歩くとか、アンケート調査とか。

【回答】経済産業部長

コロナが出なければ地域の皆さんに集まってもらって、地域の店舗等の地図作りのようなことを担当は考えていたようですが、集まっていただく機会の設定ができない状況なので。

産直でも、地元の人たちしか知らないものがあります。他の地域の市民が行っても面白い場所なのですが、通り沿いにはない隠れた所だと、市民の人たちが知らない店も多々あるような気がします。ですから、地図とか一覧表で、こういうところがありますというところを皆さんに知ってもらわなくてはいけないかなと思いますので、ぜひそこについては取り組んでいきたいところです。

【進行】会長

他、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、議事はここで終了したいと思います。長丁場となりましたが、貴重なご意見ありがとうございました。皆様にご協力いただきながら、滝沢市の産業振興につなげる意義のある会議を今後も開催して行きたいと思いますので、よろしくお願いします。では、事務局にお返しします。

(6) その他

【司会】事務局

市島会長、大変ありがとうございました。

最後になりますが、次第の6「その他」に移らせていただきます。議題とは別の「その他」ですね。何か皆様ございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【発言】委員

発言なし。

(7) 閉会

【司会】事務局

それでは、本日の会議の内容は以上で全てになります。本日の会議録を作成次第、市ホームページ等にて公表予定ですが、会議録は委員の皆様にも郵送しますので、確認いただければと思います。

では、以上をもちまして令和3年度第1回滝沢市産業振興会議を終了いたします。長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。